

その先の、道へ。北海道



建築局発注工事における 危機対応マニュアル

〔現場代理人用〕

目的

近年は、これまで経験したことのない異常気象や発生が発生するなど、従来に増して、迅速かつ適切な危機対応が求められていることから、想定される自然災害や事故の事象に応じた、具体的な初動体制や役割分担を明確にするためマニュアルを策定しました。

北海道建設部建築局

計画管理課・建築整備課

内容

1	目的	1
2	適用工事	1
3	用語の定義	1
4	危機対応の範囲	2
5	初動体制等の構築	3
6	現場連絡体制の構築等	5
7	連絡体制フロー図	5
9	報告対象環境物質	11
10	災害等発生書式	12
参考 1	公共建築工事標準仕様書等の規定	18
参考 2	営繕工事において発生している事故事例及び分類	18
参考 3	気象等の知識	19
参考 4	本マニュアルに係る Q & A	24

建築局発注工事における危機対応マニュアル

平成 28 年 10 月 27 日建築第 357 号（建設部建築局計画管理課・建築保全課・建築整備課）

令和 7 年 9 月 29 日建築第 526 号（建設部建築局計画管理課・建築整備課）

1 目的

営繕工事における危機対応については、公共建築工事標準仕様書及び北海道建設部営繕工事監督要領（以下「監督要領」という。）などに基づき行ってきた。

一方、近年はこれまで経験したことのない異常気象や事故が発生するなど、従来に増して、迅速かつ適切な危機対応が求められていることから、想定される自然災害や事故の事象に応じた、具体的な初動体制や役割分担を明確にするため本マニュアルを作成する。

2 適用工事

本マニュアルは、北海道建設部建築局発注工事に適用する。

3 用語の定義

(1) 工事監督員

監督要領第 2 条第 1 項に基づき指定された監督員、主任監督員及び総括監督員並びに、同条第 4 項の規定に基づき指定された当該工事の監督員以外の職員を含む。

(2) 現場代理人

契約書に基づき受注者が、工事現場の運営及び取締りを行う権限を有する者として工事現場に設置した者。

(3) 原課

営繕工事の「建設部公有財産等事務取扱要領」に基づき、実施等の事務に関して建築局に依頼した施設を所管する課をいう。知事部局は、事務依頼を行った各課、道営住宅にあっては住宅課（住宅建設係）及び教育庁にあっては、施設課（道立学校係）のことをいう。

(4) 異常気象警報等

「4 危機対応の範囲」(1)自然災害分類表に記載した範囲のことをいう。

(5) 閉庁日等

「北海道の休日に関する条例」に基づく執務を、原則として行わない日及び「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に基づく勤務時間外のことをいう。

(6) 建設部内関係課

部の代表として総務課、部の広報を担当する課として建設政策課、建築企画監の対応として建築指導課、部の災害対策に関する担当課として維持管理防災課の 4 つの課のことをいう。

(7) 災害等

自然災害及び営繕工事に関連して発生する事故のことをいう。

4 危機対応の範囲

本マニュアルは、次の災害等の程度により分類する。

(1) 自然災害分類表

	異常気象警報等	地震		
レベルⅠ	注意報：雷、竜巻（注意情報） 警 報：大雨（土砂災害）、暴風、大雪、暴風雪	震度 4	—	—
レベルⅡ	—	—	震度 5 弱 又は 5 強	—
レベルⅢ	特別警報：大雨、暴風、大雪、暴風雪 （第三非常配備となった場合も含む）	—	—	震度 6 弱 以上

(2) 事故分類表

	A 人身事故			B 爆発	C 火災		D 環境事故				E 物損事故			
	死 亡	負傷			消防出動		現場外影響		現場内影響		現場外影響		現場内影響	
		緊急 搬送	通院											
					有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
レベルⅠ	—	●	●	—	—	●	—	●	●	●	—	●	●	●
レベルⅡ	●	—	—	●	●	—	●	—	—	—	●	—	—	—

① A～E が重複する場合は、レベルの大きな方として扱う。

（例）「E 物損事故（現場外影響：無）」でかつ、「A 人身事故」により死亡者が出た場合は、レベルⅡとして処理する。

② 「D 環境事故」と取り扱うものは、アスベスト、PCB、廃油、廃酸・廃アルカリ、ダイオキシン類などのほか、消防法に規定する危険物や液化石油ガスなどことをいい、その他の物質及び関係法令は「10 報告対象環境物質」を参照すること。

5 初動体制等の構築

工事監督員は、工事現場に対する危機管理意識を常に持ち、異常気象警報等に関する情報収集や現場状況等を把握する。

また、現場代理人に対して、災害の発生防止に努め、万が一発生した場合には、速やかに工事監督員に報告することを周知徹底する。

(1) 自然災害における対応

現場代理人	① 現場代理人は、異常気象警報等が発令された場合、発令された内容に応じた臨機の対応を図り、異常気象による災害を防止するため、主に次の事項に十分留意する。 ア 仮設物（仮囲い、足場、現場事務所等）に対する転倒や倒壊防止に関すること。 イ 資材等の飛散防止に関すること。 ウ 建設機械等の重機の転倒防止に関すること。 エ 敷地内の雨水処理に対して必要な対策を講じること。 ② 現場代理人は、異常気象警報等の内容に応じて、各々の現場を確認し、<u>被害が発生した場合は、その時点で把握している内容を工事監督員へ速やかに電話連絡</u>する。なお、確認時は、二次被害防止に努めること。 ③ 現場代理人は、工事監督員から<u>被害が予見されるため被害の有無の報告を指示された場合は、定時（８時・１６時）に被害の有無を総括監督員へ報告</u>すること。（閉庁日（土・日曜日及び祝日）の場合には、翌開庁日の８時） ④ 現場代理人は、<u>震度５弱以上の地震が発生した場合は、速やかに</u>各々の工事現場を確認し<u>被害の有無を監督員へ報告</u>する。なお、地震による揺れが大きかった地域では、余震や津波の発生等に十分留意する。 ⑤ 現場代理人は、自然災害によって、第三者に対する被害が発生する恐れがある場合は、消防等の関係連絡先に対しても併せて通報する。 ⑥ 現場代理人は、閉庁日等において工事監督員と連絡が取れない場合は、道庁守衛中央司令室（夜間専用）電話（０１１-２０４-５０００）へ連絡する。
工事監督員	① 工事監督員は、各工事における緊急時の連絡体制を常に把握する。 ② 工事監督員は、現場代理人に対して被害が予見される場合には、<u>異常気象警報等に応じた対策を指示するとともに定時（８時・１６時）に被害の有無を確認</u>する。（閉庁日（土・日曜日及び祝日）の場合には、翌開庁日の８時） ③ 工事監督員は、<u>震度５弱以上の地震が発生した場合は、速やかに現場代理人から被害の有無を確認</u>する。 ④ 監督員は、現場代理人から<u>被害発生又は震度５弱以上の地震</u>による被害の有無の報告を受けた場合は、速やかに主任監督員へ、主任監督員は、総括監督員へ連絡する。なお、主任監督員の指定の無い工事及び主任監督員と連絡が取れない場合は、監督員から総括監督員へ連絡する。 ⑤ 総括監督員は、主任監督員又は監督員から、被害発生又は震度５弱以上の地震による被害の有無の連絡を受けた場合は、速やかに必要な措置（閉庁日等においては、登庁や各課長への連絡等）をとる。 ⑥ 総括監督員は、被害発生の連絡を受けた場合は、局内全課長との情報共有を図る。 ⑦ 各課長は、被害状況により、現地対応が必要と判断した場合、速やかに工事監督員に対して現地に赴くことを命令する。

(2) 事故発生における対応

現場代理人	① 現場代理人は、下請業者を含めて、工事現場内はもとより、資機材や産業廃棄物の運搬中及び通勤途中での事故防止の徹底に努める。 ② 現場代理人は、万が一、事故が発生した場合、速やかに工事監督員にその時点で把握している事故の概要を電話連絡する。 なお、現場代理人自身が事故等により、連絡することができない場合は、当該工事の主任技術者又は監理技術者が現場代理人に代わって工事監督員に電話連絡する。(以下、同じ) ③ 現場代理人は、事故の状況に応じた二次被害防止について臨機の対応を図る。 ④ 現場代理人は、閉庁日等において工事監督員と連絡が取れない場合は、道庁守衛中央司令室（夜間専用）電話（011-204-5000）へ連絡する。
工事監督員	① 工事監督員は、各工事における緊急時の連絡体制を常に把握する。 ② 監督員は、現場代理人から事故の報告を受けた場合、速やかに主任監督員へ、主任監督員は、総括監督員へ連絡する。なお、主任監督員の指定の無い工事及び主任監督員と連絡が取れない場合は、監督員から総括監督員へ連絡する。 ③ 総括監督員は、主任監督員又は監督員から事故の報告を受けた場合、被害状況を把握し、速やかに必要な措置（閉庁日等においては、登庁や各課長への連絡等）をとる。 ④ 総括監督員は、被害発生連絡を受けた場合は、事故の内容に応じて、局内全課長との情報共有を図る。 ⑤ 各課長は、事故の状況により、現地対応が必要と判断した場合、速やかに工事監督員に対して現地に赴くことを命令する。

6 現場連絡体制の構築等

工事監督員は、工事着手時に受注者に対して速やかに緊急連絡体制の構築について指示する。

現場代理人は、契約後、10 日以内に緊急連絡体制系統図を作成し、工事監督員に提出する。（総合施工計画書の提出に先立ち、緊急連絡体制系統図のみを速やかに提出）

工事監督員は、現場代理人から提出された緊急連絡体制系統図をもとに、共通ドライブに保存された現場連絡先一覧に必要事項を入力する。

(1) 長期休暇時における対応

工事監督員は、ゴールデンウィーク、盆、年末年始等の長期休暇時には、非常時に備えて工事現場の安全点検方法等について確認する。

(2) 異常気象警報等の把握

工事監督員及び現場代理人は、異常気象警報等に関する各種報道や北海道防災情報（道ホームページ）等により最新の情報把握に努める。

7 連絡体制フロー図

	自然災害分類		事故分類
	レベルⅠ 注意報・警報 震度 4	レベルⅡ・Ⅲ 特別警報 震度 5 弱以上	レベルⅠ・Ⅱ
開庁日	フロー 1		フロー 4
閉庁日及び時間外	フロー 2	フロー 3	

災害等発生時の報告手順及び項目

災害等の発生

STEP 1 : 電話による第 1 報

現場代理人から工事監督員への報告内容

その時点で判明している内容

例：〇〇新築工事で、台風 N 号による強風により足場が倒壊し、通行人に負傷者が発生。負傷者は、〇〇総合病院に緊急搬送中。負傷者 X 人。

例：〇〇改修工事で、裏山が崩れ土砂が施設内に流入。巻き込まれた人がいる模様。現在確認中。

STEP 2 : F A X又はメールで用意できたものから報告

現場代理人から工事監督員への報告内容

災害等の状況が分かる資料

- 1 様式 1
- 2 被害（事故）発生箇所図（設計図に手書きで良い）
- 3 状況図又は写真

※ 様式 1 は、判明している項目、追加項目及び修正項目があった時点で続報として報告すること。特に第一報ではすべての項目が記入されていなくてもよい。スピードが優先する。

STEP 3 : F A X又はメールで災害等について今後の対応を整理し報告

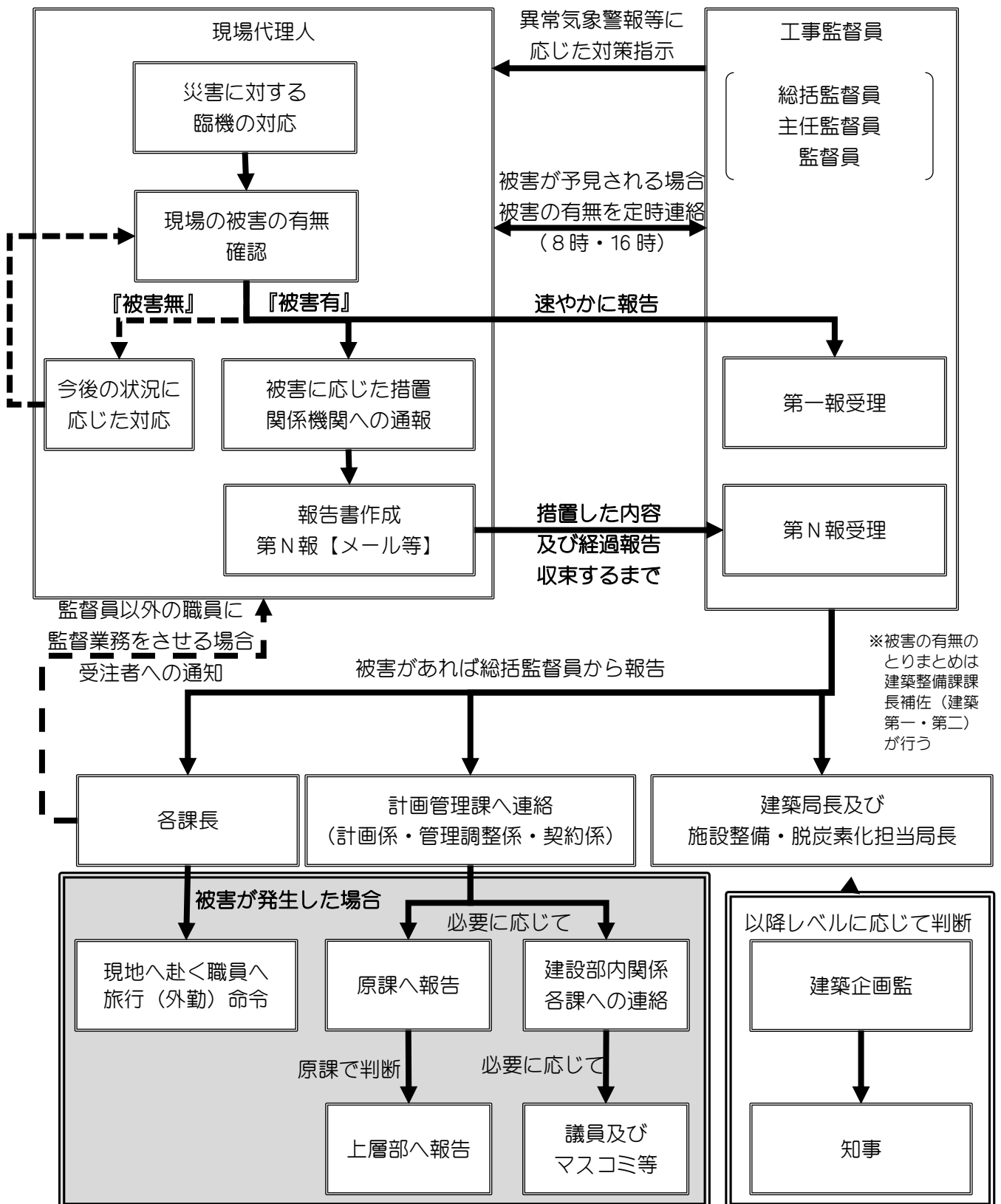
現場代理人から工事監督員への報告内容

災害等の発生及び労働災害の発生に関する資料

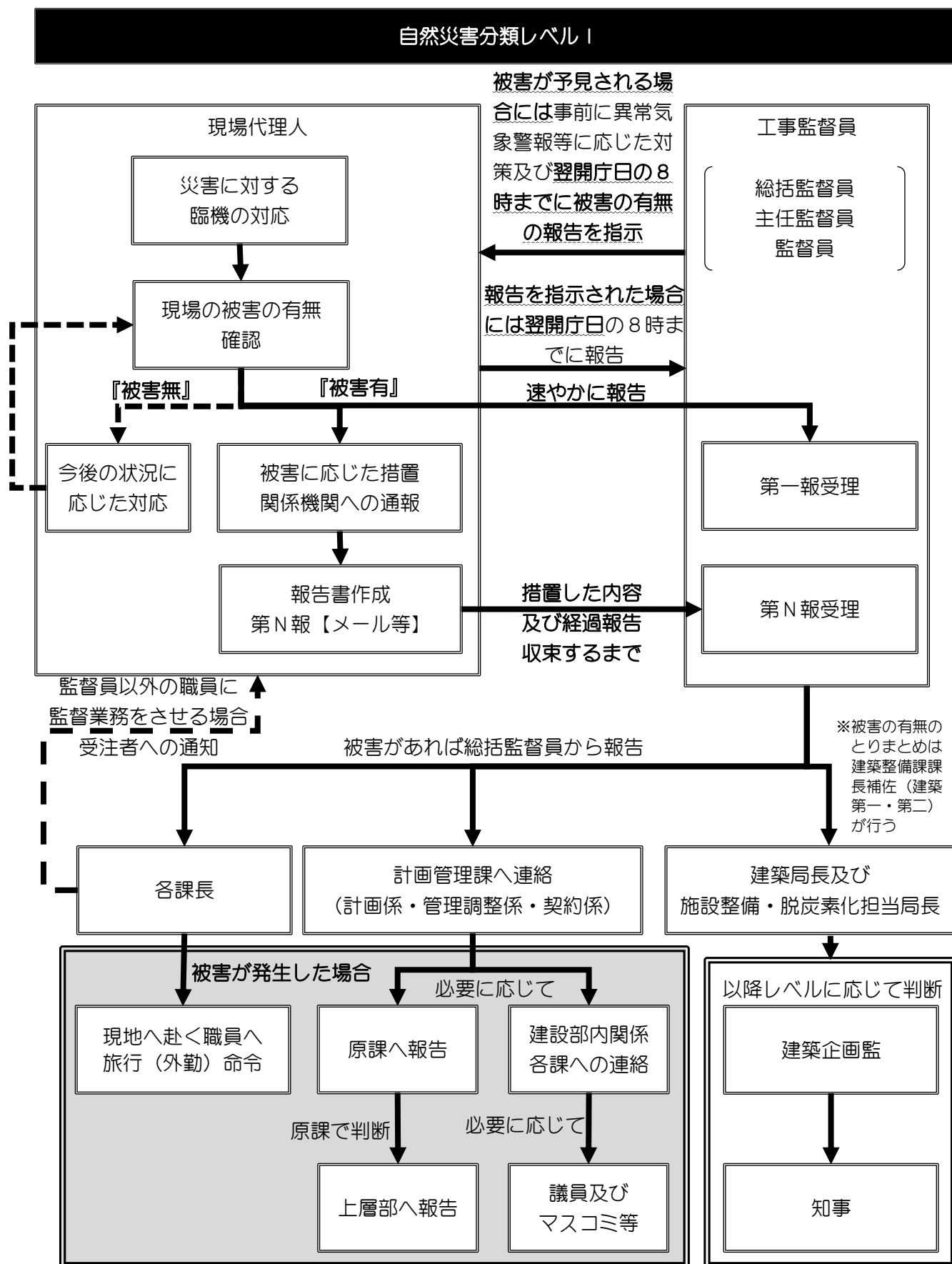
- 1 事故発生報告書（災害等の発生に係る監督の手引きに基づく様式）
- 2 労働災害等の発生について（報告）（労働災害発生に伴う監督の手引きに基づく様式）
- 3 災害であれば、復旧の見込み、被災者に対する対応等
- 4 事故であれば安全指導や現場総点検など、再発防止の取り組み等

■フロー 1 開庁日勤務時間内（自然災害分類）

自然災害分類レベルⅠ・Ⅱ・Ⅲ

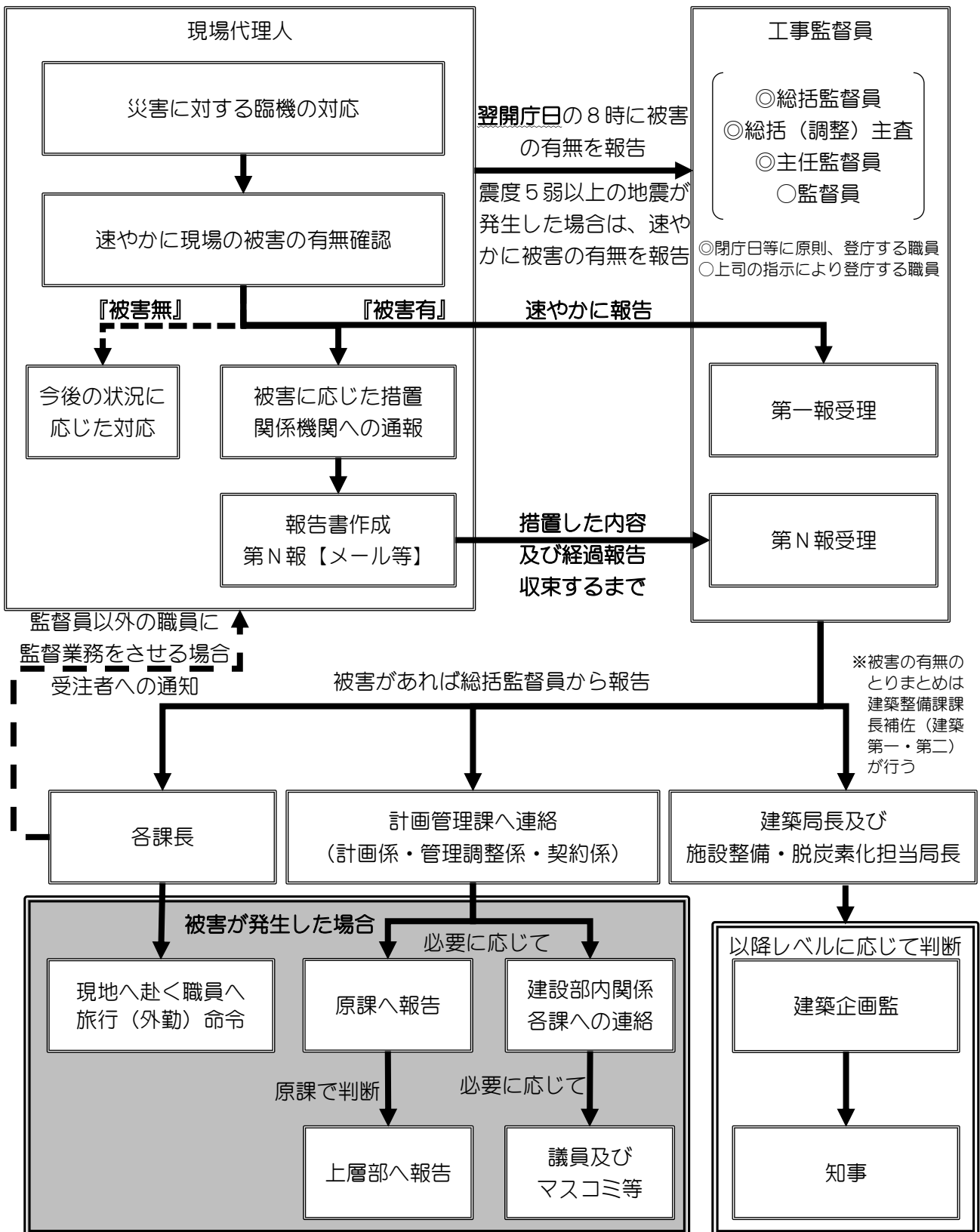


■フロー 2 閉庁日等（自然災害分類）



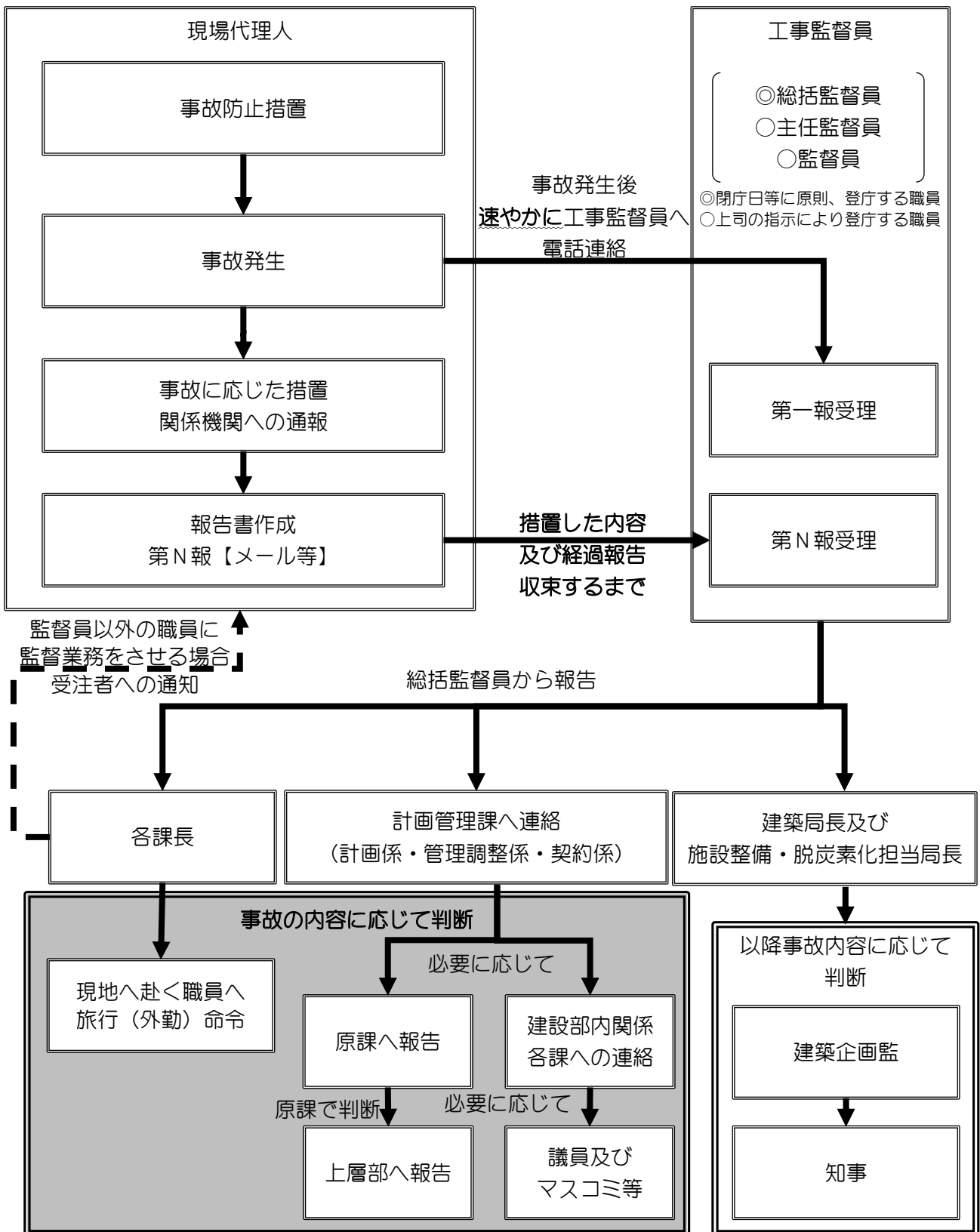
■フロー 3 閉庁日等（自然災害分類）

自然災害分類レベルⅡ・Ⅲ



■フロー 4 開庁日及び閉庁日（事故分類）

事故分類レベルⅠ・Ⅱ



9 報告対象環境物質

物質	根拠法令等（略称）
アスベスト	● 石綿障害予防規則 ● 石綿ばく露防止指針 ● 労働安全衛生規則 ● 大防法施行規則第 16 条の 4 ● 廃棄物処理法施行令
P C B を含む機器類	● 化審法
P C B 含有シーリング材	● 化審法
廃油	● 廃棄物処理法
廃酸・廃アルカリ	● 廃棄物処理法
ダイオキシン類	● ダイオキシン類対策特別措置法 ● 労働安全衛生法 ● ダイオキシンばく露防止要綱
フロン・ハロン	● オゾン層保護法 ● 温暖化対策推進法 ● フロン回収・破壊法
冷媒フロン類	● フロン回収・破壊法
建材用断熱フロン	● 廃棄物処理法
ハロン類	● オゾン層保護法
イオン化式感知器	● 放射線障害防止法
六ふっ化硫黄ガス	● 温暖化対策推進法
P F O S	● 化審法
特定化学物質	● 安衛令、特化則
C C A 処理木材	● 建設リサイクル法基本方針 ● 建設リサイクル法の実施に係る北海道指針
ヒ素・カドミウム含有石膏ボード	● 廃石膏ボード現場分別解体マニュアル
危険物・ガス	● 消防法 ● ガス事業法及び液化石油ガス法等

法令の正式名称

- 石綿ばく露防止指針：建築物等の解体等の作業での石綿ばく露防止に関する技術上の指針
- 大防法：大気汚染防止法
- 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- ダイオキシンばく露防止要綱：廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- オゾン層保護法：特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- 温暖化対策推進法：ハロン類及び地球温暖化対策の推進に関する法律
- フロン回収・破壊法：特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
- 放射線障害防止法：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- 安衛令：労働安全衛生法施行令
- 特化則：特定化学物質等障害予防規則
- 建設リサイクル法基本方針：特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針
- 建設リサイクル法の実施に係る北海道指針：北海道における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

10 災害等発生書式

(1) 危機対応報告書（第一報） 様式 1

工事現場に関連する自然現象による災害や事故が発生した場合に、その概要をとりまとめ報告する様式。

(2) 工事監督員指定に係る通知 様式 2

災害や事故に対して現地での対応を図るため、工事監督員以外の職員を臨機に指定した場合に、受注者あて通知する様式。

(3) 臨機の措置報告書 （監督の手引き様式—41）

請負人に対して臨機の措置請求を行った際に、支出負担行為担当者へ報告する様式。

(4) 事故発生報告書 （監督の手引き様式—42）

事故が発生したしたことを報告する様式。(1)の危機対応報告書は、第一報として自然災害・事故の状況を報告する様式であり、この様式は、事故の概要について確定した場合に使用する。

(5) 労働災害等の発生について（報告） （監督の手引き様式—43）

工事に関連して、労働災害が発生したことを報告する様式。(5)と同様に、労働災害が確定した場合に使用する。

報告日時 令和 年 月 日 () 時 分現在

危機対応報告書（第一報）

宛 先 北海道建設部建築局 _____ 課 (FAX 011-232-1092)
工事監督員 ()

報告者	受 注 者	
	現場代理人	
	連 絡 先	携帯電話 現場電話 現場 FAX メール

次のとおり自然災害（事故）について、報告します。

記

工 事 名			
発生場所	工事現場 ☐ 内・ ☐ 外 (場所:)		
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
報告分類	☐ 自然災害 (☐ 竜巻 ☐ 雷 ☐ 大雨 ☐ 暴風 ☐ 大雪 ☐ 暴風雪 ☐ 地震 (震度:)) ☐ 事 故 (☐ A 人身 ☐ B 爆発 ☐ C 火災 ☐ D 環境 ☐ E 物損)		
被 害 者	※被害者が多数ある場合は、別紙でも可 住 所 氏 名 連絡先 (本人の了解を得て記入すること)		
加 害 者	※加害者が多数ある場合は、別紙でも可 住 所 氏 名 連絡先 (本人の了解を得て記入すること)		
被害状況	人的被害	病院名	
		所在地	
	物的被害	物件名	
		所在地	
	工事対象物の被害		☐ 無 ☐ 有 (程度を記載)
事故概要	※任意の様式で別紙としても良い。		
第 N 報 報告予定	次回の報告予定時期及びその方法 令和 年 月 日 時 分頃 ☐ 電話 ☐ FAX ☐ メールにより報告予定		
そ の 他 連絡事項	※監督職員への連絡するべき事項があれば、適宜、記入する。 例：工事現場内での被害はないが、近隣施設が被害を受けるなど工事に影響する恐れがある場合。 例文：強風により隣接する住宅の屋根が飛ばされ、現場内に飛散する恐れあり。		

※ この様式は、異常気象警報等に対する状況及び、事故が発生した場合の報告に使用する。

※ 第二報以降は、表題部分を修正して使用する。

第 号
令和 年 月 日

受注者

様

北海道建設部建築局

課長

工事監督員指定に係る通知

_____工事において発生した自然災害（事故）に対する現地での対応を図るため、
次のとおり工事監督員を指定します。

記

1 指定する職員

〇〇係 職名 氏名

2 指定する期間

令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）

※ この様式は、災害や事故が発生した場合において、工事現場での対応が必要な場合に、受注者あてに通知する。

臨 機 の 措 置 報 告 書

令和 年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

工事監督員 (監督員 職 氏名)

(工事番号)

工 事 名

上記建設工事について、施工上特に必要があると認められるため、受注者に対して次のとおり臨機の措置請求を行いましたので報告します。

受 注 者				
現 工 期	着工	令和 年 月 日	完成	令和 年 月 日
措 置 請 求 の 内 容				
措置請求を した理由				

注 「措置請求の内容」及び「措置請求をした理由」については、できるだけ詳細に記載すること。

事 故 発 生 報 告 書

部局名 建設部建築局_____課

(発信者)	(受信者)	(受信年月日)	(受発信時間)
		令和 年 月 日 曜日	午前・午後 時 分
(件名) 労働災害 () について			
1 工事名			
2 受注者			
3 契約年月日	令和 年 月 日		
4 工期	着工	令和 年 月 日	
	完成	令和 年 月 日	
5 契約金額	円 (税込)		
6 事故の発生日時	令和 年 月 日		
7 事故の発生場所			
8 被害者の住所氏名	住所		
	氏名	(歳)	
9 被害者の雇用主			
10 事故の内容			
11 資格者に対する措置			

(支出負担行為担当者) 様

住所
受注者
氏名

労働災害等の発生について（報告）

このことについて、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

記

- | | | | | |
|----|----------|-----|----------|-------|
| 1 | 工事名 | | | |
| 2 | 施工場所 | | | |
| 3 | 工期 | 着 工 | 令和 年 月 日 | |
| | | 完 成 | 令和 年 月 日 | |
| 4 | 契約金額 | 金 | | 円（税込） |
| 5 | 事故の発生年月日 | | 令和 年 月 日 | |
| 6 | 事故の発生場所 | | | |
| 7 | 被害者の住所氏名 | 住 所 | | |
| | | 氏 名 | | |
| 8 | 被害者の雇用主等 | 住 所 | | |
| | | 氏 名 | | |
| 9 | 事故の内容 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 10 | 事故後の処置等 | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- (添付書類)
- (1) 労働者死傷病報告
 - (2) 死亡診断書又は、診断書
 - (3) 事故現場の見取図及び現況図
 - (4) 写真
 - (5) その他参考となる図書等

参考 1 公共建築工事標準仕様書等の規定

(1) 公共建築工事標準仕様書

① 施工中の安全確保[1.3.7] (抜粋)

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成 5 年 1 月 12 日付け 建設省経建発第 1 号）に従うとともに、建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日付け 建設省営監発第 13 号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (2) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指定を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (3) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (4) 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
- (5) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。

② 災害時の安全確保[1.3.9]

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

(2) 監督要領等

① 監督要領 [第 36 条]

- 第 34 条 工事監督員は、受注者から事故等の発生報告があったときは、受注者から事故発生報告書の提出を徴し、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。
- 2 工事監督員は、事故等の状況が明らかになったときは、受注者から労働災害等の発生について（報告）を徴し、速やかに支出負担行為担当者等に報告しなければならない。

② 監督の手引き [第 3 条第 7 項] (抜粋)

7 庶務

- (1) 工事監督員は、工事着手時に工事に関連する発注原課、施設管理者、関係機関に対し工事の内容を説明し、協力を求めるよう努めなければならない。
- (2) 工事監督員は、正規の勤務時間外に立会、確認、その他特に緊急を要する業務を行う必要があると判断した場合には、上司の指示を受けなければならない。
- (3) 工事監督員は、工事現場において事故発生等の緊急事態が発生した場合には、「建築局発注工事における危機対応マニュアル」により直ちに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

参考 2 営繕工事において発生している事故事例及び分類

事故事例	分類
受注者（下請を含む）が工事現場への通勤途中での死亡交通事故	A 人身事故
公道において設備配管切り回し中に通行人が転倒	A 人身事故
作業員が脚立等からの転落等による負傷	A 人身事故
工事現場内で火災の発生	C 火災
オイルタンクから油が流出し、土壌汚染	D 環境事故
大気汚染防止法等の対象となる環境物質等の飛散やガス漏れ	D 環境事故
受注者（下請を含む）が工事現場へ通勤途中での追突交通事故（人身被害なし）	E 物損事故
工事現場事務所内の備品の盗難（工事ヤードから資機材の盗難）	E 物損事故

参考3 気象等の知識

(1) 気象警報・注意報とは

気象庁は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害がおこるおそれのあるときは「警報」を、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。特別警報・警報・注意報は関係行政機関、都道府県や市町村へ伝達され防災活動等に利用されるほか、市町村や報道機関を通じて地域住民の方々に伝えられます。

気象庁では、対象となる現象や災害の内容によって下記のように6種類の特別警報、7種類の警報、16種類の注意報を発表しています。

特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪

気象警報・注意報は、対象となる現象の発生が予想された場合に発表しており、予想される減少が発生する概ね3～6時間前に発表することとしています。ただし、短時間の強い雨に関する特別警報・注意報及び洪水警報・注意報については概ね2～3時間前に発表することとしています。

また、夜間・早朝に警報発表の可能性がある場合には、夕方に注意報を発表し、警報を発表する可能性のある時間帯をその注意報の発表文中に、例えば「明け方までに警報に切り替える可能性がある」などと明示しています。

(2) 気象現象の種類と警告内容

① 特別警報

種類	警告内容
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表します。大雨特別警報が発表された場合、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。雨がやんでも、重大な土砂災害のおそれが著しく大きい場合は、発表を継続します。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害（見通しが利かなくなること）などによる重大な災害」のおそれが著しく大きいことについても警戒を呼びかけます。
波浪特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものであります。
高潮特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。

② 警報

種類	警告内容
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられます。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけます。「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」を発表します。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

③ 注意報

種類	警告内容
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられます。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる災害」のおそれについても注意を呼びかけます。「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」を発表します。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、交通機関の著しい障害などの災害があげられます。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもあります。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけます。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表します。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表します。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表します。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表します。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表します。

(3) 道内市町村の気象警報・注意報や天気予報の発表区域

振興局名	一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域（市町村等）
空知	空知地方	北空知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
		中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
		南空知	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
石狩	石狩地方	石狩北部	石狩市、当別町、新篠津村
		石狩中部	札幌市、江別市
		石狩南部	千歳市、恵庭市、北広島市
後志	後志地方	後志北部	小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
		羊蹄山麓	二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町
		後志西部	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村
胆振	胆振地方	胆振西部	伊達市伊達、伊達市大滝、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
		胆振中部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町
		胆振東部	厚真町、安平町、むかわ町
日高	日高地方	日高西部	日高町日高、日高町門別、平取町
		日高中部	新冠町、新ひだか町
		日高東部	浦河町、様似町、えりも町
渡島	渡島地方	渡島北部	八雲町八雲、長万部町
		渡島東部	函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町
		渡島西部	松前町、福島町、知内町、木古内町
檜山	檜山地方	檜山北部	八雲町熊石、今金町、せたな町
		檜山南部	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町
		檜山奥尻島	奥尻町
上川	上川地方	上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
		上川中部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
		上川南部	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
留萌	留萌地方	留萌北部	遠別町、天塩町
		留萌中部	苫前町、羽幌町、天売焼尻、初山別村
		留萌南部	留萌市、増毛町、小平町
宗谷	宗谷地方	宗谷北部	稚内市、猿払村、豊富町、幌延町
		宗谷南部	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
		利尻・礼文	礼文町、利尻町、利尻富士町

振興局名	一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域（市町村等）
オホーツク	網走地方	網走西部	北見市常呂、網走市、佐呂間町、大空町
		網走東部	斜里町、清里町、小清水町
		網走南部	美幌町、津別町
	北見地方	北見地方	北見市北見、訓子府町、置戸町
	紋別地方	紋別北部	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
		紋別南部	遠軽町、湧別町
十勝	十勝地方	十勝北部	上士幌町、鹿追町、新得町、足寄町、陸別町
		十勝中部	帯広市、音更町、士幌町、清水町、芽室町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、浦幌町
		十勝南部	中札内村、更別村、大樹町、広尾町
釧路	釧路地方	釧路北部	弟子屈町
		釧路中部	釧路市阿寒、標茶町、鶴居村
		釧路南東部	厚岸町、浜中町
		釧路南西部	釧路市釧路、釧路市音別、釧路町、白糠町
根室	根室地方	根室北部	中標津町、標津町、羅臼町
		根室中部	別海町
		根室南部	根室市

参考4 本マニュアルに係るQ & A

【工事現場向け】

Q 1 既存施設の内部改修工事で、外部足場等の仮設物がない場合にも、異常気象警報等に対する報告は、必要となりますか。

A 1 内部改修工事で外部足場がない場合でも、工事標識等は外部に設けられていること、必要な資機材や廃棄物は外部に一時保管されていると考えられることや、暴風により近隣から物が飛ばされること、大雨による土砂災害や浸水被害があった場合にも工事に影響することがありますので、工事現場の安全確認を行うため報告の対象とします。

Q 2 契約後、1週間程度しか経過していないため、現場に乗り込んでいない場合は、異常気象警報等に対する報告は必要となりますか。

A 2 未稼働であっても、工事に影響する被害が生じていないかを確認する必要がありますので、必ず現地の確認が必要です。また、被害が無い場合においては、現場への乗り込み時期など今後の予定について報告してください。

Q 3 工事が分離・分割している場合、異常気象警報等に対する報告は、それぞれの契約毎に行うのですか。

A 3 異常気象警報等への対応は、契約毎に実施することとなりますが、工事監督員からの聞き取りについては、代表工区に聞き取りしますので、分離・分割された受注者間の情報共有に努めてください。なお、被害が発生した場合は、契約毎に工事監督員に報告する必要があります。

Q 4 異常気象警報等が真夜中に発令された場合にも、現場の確認が必要となりますか。

A 4 異常気象警報等については、翌朝8時を目処に確認をしていただき、被害が発生した場合は、速やかに工事監督員へ連絡してください。

ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合は、余震や津波などに十分注意の上、速やかに現場を確認してください。

Q 5 異常気象警報等の把握方法がありますか。

A 5 北海道のホームページ上でメール登録をすることによって、地域や警報等の種類を選択して、携帯電話にメールが配信されるシステムがあります。

また、真夜中等に警報発表の可能性がある場合は、夕方に注意報を発表し、警報を発表する可能性のある時間帯をその注意報の発表文中に明記することとされていますので、情報の把握につとめてください。

Q 6 環境事故についてアスベストやダイオキシン類など肉眼で確認できない物質の漏洩はどの様に判断しますか。

A 6 一般的に環境事故として取り扱うものは、各環境物質に応じて必要な措置を講じていなかった場合や、講じていたにも係わらず何らかの影響により不十分となった状況をもって判断します。

例えば、アスベスト含有建材についてレベル3相当の廃棄物を処分場へ運搬する途中で道路上に落下し廃棄物を入れていた袋が損傷し、道路上に飛散した場合は、現場外影響有として判断します。

また、アスベスト含有建材の作業場から外部への飛散防止のため隔離シートを破けた状態で作業を実施していた場合などが該当すると判断します。

Q 7 「被害が予見される場合」とは、具体的にどのような場合のことをいいますか。

A 7 気象庁が台風などによる大雨や暴風に対して事前に警戒が必要として注意喚起を行っている場合など、通常とは異なる気象に対して工事現場の安全を確保する必要があると判断することが妥当である場合のことをいいます。

Q 8 被害発生の有無や緊急時の連絡先が工事監督員、総括監督員、監督員となっているのはなぜですか。

A 8 工事現場における緊急連絡体制として、定時に確認を行う場合は、「課長補佐である総括監督員」がとりまとめることとしています。しかし、いつ起こるか分からない地震や事故については、より工事の進捗や現場の状況を把握している「監督員」が情報を整理することが適していると考えられることから「総括監督員」と「監督員」を区別しています。

なお、工事監督員とは、用語の定義にも記載したとおり、総括監督員、主任監督員、監督員のほか、別途指定された職員であり、危機対応の確実な体制を図るため、監督員が不在等でつながらない場合は、主任監督員や総括監督員が対応することを示しています。

Q 9 閉庁日に建築局へ連絡する場合、どこに電話すれば良いですか。

A 9 各工事監督員にご確認ください。